

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公表番号】特表2015-510975(P2015-510975A)
 【公表日】平成27年4月13日(2015.4.13)
 【年通号数】公開・登録公報2015-024
 【出願番号】特願2015-501012(P2015-501012)
 【国際特許分類】

E 0 2 D 17/20 (2006.01)

E 0 2 B 3/08 (2006.01)

【F I】

E 0 2 D 17/20 1 0 3 G

E 0 2 B 3/08 3 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

第1の金属メッシュ生地10は、それぞれ金属ワイヤ14と13で製造されたメッシュ生地の第1の部分11とメッシュ生地の第2の部分12を備える。ワイヤ13はワイヤ14よりも線径が太く、メッシュ生地12の部分はより太いワイヤで製造され、それ故に全体として部分11よりも強度が高い。2つのパネル15と16はメッシュ生地10に対して横方向に連結される。Fig 2に見られるように、一旦一緒に連結され、線17, 18, 19に沿って、そしてメッシュ生地10とパネル15と16との間の連結部に沿って折り曲げられるメッシュ生地10とパネル15, 16は箱型構造の6つの外壁を備える。特に、メッシュ生地10の第1の部分11は基部20、後壁21と頂部壁22を備え、第2の部分12は前壁23を備え、パネル15と16はそれぞれ側壁24と25を形成する。前壁23はそれ故に、それ以外の壁に使われるワイヤ14よりも線径が太いワイヤ13を使って作られる。メッシュ生地10の第1の部分11を製造するために使用されるワイヤ14の線径の最適値が2.2~3mmの間であり、一方で、メッシュ生地10の第2の部分12に使われるワイヤ13は3.4~3.9mmの線径であることを、出願人は見出した。本発明の範囲を越えることなく、特定の目的に応じて、これらの数値ははっきりと変化してもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

以下で編み加工に関してよりいっそう説明するように、より太い線径のワイヤ13とより細い線径のワイヤ14の間の差が十分な時、より細い線径のワイヤを使用して製造された一領域と、より太い線径のワイヤを使用して製造された一領域との間の境界に位置する前記メッシュ生地の変形を制限するために、少なくとも1つの中間の線径のワイヤがより細い線径のワイヤとより太い線径のワイヤの間に挿入されることは特に有利である。